

# 食品リサイクルの定期報告が義務付けられます

## < 定期報告の概要 >

平成 21 年度より食品リサイクルに関して、

**国（農林水産大臣等）への定期報告が義務付けられます。**

- ・ 優良事例は積極的に公表
- ・ 報告をしない事業者、取り組みが著しく不十分な事業者等には **罰則規定**

## < 定期報告の対象 >

食品廃棄物等の前年度（平成 20 年度）の発生量が

**100 トン以上の食品関連事業者**

フランチャイズチェーンの場合、原則として本部は、**全加盟社分をまとめて報告する必要があります。**

## < 食品関連事業者とは >

対象業種	主な業者
食品の製造・加工業者	食品メーカーなど
食品の卸売・小売業者	各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など
飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者	食堂、レストラン、ホテル・旅館、結婚式場など

社員食堂、給食を実施する学校・病院・社会福祉施設は該当しません(来場者も利用する食堂等は該当となる場合があります)

## < 業種別データ >

業種ごとの実績（平成 18 年度）及び目標値（平成 24 年度）

	食品廃棄物 発生量	再生利用等の 実施率	実施率目標 (H24)
食品製造業	495 万トン	81%	85%
食品卸売業	74 万トン	62%	70%
食品小売業	262 万トン	35%	45%
外食産業	304 万トン	22%	40%
食品産業計	1135 万トン	53%	

## < 食品関連事業者ごとの実施率目標 >

再生利用等実施率が、食品関連事業者ごとに設定される  
基準実施率を**毎年上回らなくてはなりません。**

## < 食品リサイクル関連 参考 URL >

- ・ 農林水産省 「関連情報」にリーフレット  
[http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/kankyoku.htm](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/kankyoku.htm)
- ・ 環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>
- ・ 八王子市 「広報ごみ減量特集号 平成 20 年 7 月 1 日号  
(P.4 食品リサイクルへの取組)」  
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/gomi/5797/5842/tokushugo.html>